

令和2年10月16日

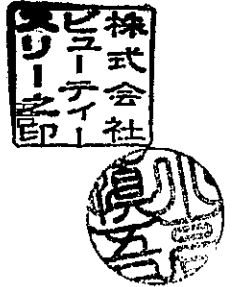
特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

理事長 吉岡和弘様

担当弁護士 男澤拓先生

株式会社ビューティースリー

常務執行役員 小高慎



回 答 書

過日当社に対しご送付いただきました再申入書及び照会書に対し、別紙のとおり回答いたします。

まず、貴団体より当社に対し2020年1月23日付で送付されました申入書につきましては、当時の担当者が現在長期にわたり出勤できない状態にありますため、引き継ぎもできておらず内容を含めた現物確認が取れない状況でございます。よって現在に至るまで書面による回答ができておりませんでしたこと、深くお詫び申し上げます。

本回答は頂戴した申し入れに対し何らの意をもって対抗せんとするものではなく、当社の認識と現状、改善に向けた取り組みについて真摯にご説明申し上げたいものでありますところ、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

また、今後切り替えていく予定の広告案につきましても先日の電話でご指示いただいた通り提示いたしますので、ご所見をお伺いできましたら幸いです。宜しく申し上げます。

第1 申し入れの内容及び理由に対する当社の認識

現在電車・地下鉄内に掲示されているものを含めて全ての広告につきましては、内容を鉄道会社に問題が無いか直接確認を取るなどしており、法に抵触するとは考えておりませんが、誤認を招く可能性があるならば問題であると認識しておりますので、文字サイズを調整するなどの対応について既に取り組んでおります。

具体的には「9ヶ月0円」表示につきまして、現在もクレジット契約の1つとして存在しているボーナス2括払いによるところの後払いであることがより分かりやすいように、可及的速やかに見つけ易い表示に変えて誤解のないように改めるべく調整しております。

第2 照会の内容についての回答

1. 仙台一番町店に限らず全国の店舗において信販会社とのクレジット契約における支払方法の一つとして前述の通りボーナス2括払いによる後払い形式の契約は現在も選択肢の一つとして提示しております。
2. 「2ヶ月0円」とする広告に関し、初回無料カウンセリングの際のご説明内容は同封しております広告に蛍光色マーキングした部分の通りで、この広告は既に東日本旅客鉄道株式会社の本部において考査を通過しており、実際に使用する予定のものです。
3. 「2ヶ月0円」とは、「9ヶ月0円」も同様ですが、前述の通り後払い、信販会社とのクレジット契約における初回引き落としまでの最大期間を表示するものです。
4. 「2ヶ月0円」となる条件は当社として設けているものではなく、お客様が選択されるお支払い方法によって該当するか否かが変わります。信販会社とのクレジット契約において24回又は36回払いを選択された場合に該当し得ます。
5. 現在、当社で用いているエステティック契約書のひな型は別添のとおりです。

以上、ご回答申し上げます。